

ラサールの労働者アジテーション 挑戦と挫折 (4)

——モラル・パニック論による分析と叙述——

篠原敏昭

キーワード：フェルディナント・ラサール，労働者アジテーション，
労働者 kongress 運動，全ドイツ労働者協会，プロイセン憲法紛争，
ドイツ国民協会，ドイツ進歩党，シュルツェ＝デーリチ，
『フォルクス・ツァイトウング』，ビスマルク，モラル・パニック

[本誌第 26 巻より続く]

第 4 節 ラサールの挑戦とラサール・バッシングの展開

(i) 『公開返書』とその成立の内面史

あらためていうまでもなく、『公開返書』は 1863 年 2 月 10 日のライプツィヒ中央委員会からの見解表明の要請に対するラサールの回答である。回答末尾には 3 月 1 日の日付がある。原稿の最終的完成の日付だろうが、38 頁の小冊子として出版されたのは 3 月半ばである。発行部数は当初 1 万部⁽²⁴⁸⁾。大規模な労働者党創出へのラサールの本格的な挑戦は『公開返書』の刊行をもって始まる。それは同時に自由主義左派・進歩党陣営への挑戦でもあった。進歩党およびその影響下のドイツ各地の労働者教育協会幹部たちの間にくすぶっていたライプツィヒ委員会に対する「懸念」が、この小冊子によって一気にラサールに対する「敵意」となって爆発した。ラサール・バッシングがまきおこったのである。

ラサールに対するこのモラル・パニック現象の発生と展開、その下での彼および彼の信奉者たちの活動を描き出すことがここでの課題となるのだが、それを果たすためには、2 つのことをまえもって述べておかなければならない。1

つは『公開返書』の内容の詳しい紹介。当然ながら、小冊子のどこにそのような起爆力があつたかを確認するために必要な作業である。

もう1つは、『公開返書』の成立史、それもライブツィヒ委員会との関連での外面的な成立史よりも、ラサール自身の内部世界に重点を置いた成立史の提示である。彼の内面世界は、従来の労働者運動史ないし社会民主主義史からのラサール研究ではほとんど視野の外にあるが、この内面的成立史を提示する作業は、彼が小冊子にそのような起爆力を与えた理由の説明に不可欠だけではない。バッシングの激しさと成果の少なさに直面してもなぜ彼がすぐには挫折せず、少なくとも1863年末までは挑戦を続けることができたかを説明するためにも、ぜひとも必要な作業である。まずは小冊子の構成と内容から見ていこう。

a 『公開返書』の構成と内容

最初に『公開返書』の大まかな構成を示す。回答は3つの部分から成っている。第1の部分は、労働者階級の政治的にとるべき態度を提示した個所で、分量は全体の約8分の1と短い。第2は労働者階級の生活状態の改善方策を扱った社会的部分で、これが回答全体の4分の3超を占める。そして末尾の、全体の10分の1にも満たない第3の部分では、社会的部分の議論をふまえて、最初の政治的部分の主張があらためて示される。

それぞれの部分の内容を見ていこう。

(1) 冒頭の政治的部分　ラサールは、労働者 kongress 運動を政治の問題に結びつけることから議論を始めている。彼によれば、前年10月にベルリンで行なわれた労働者 kongress 招集運動の集会では2つの対立する見解が主張されていたという。1つは、政治的運動は労働者の運動にとって利害関係のない問題だという見解、もう1つは、労働者の運動はプロイセン進歩党の追従者であるべきだという見解である。彼は、当時その集会に自分が参加していたら、2つの見解の両方に反対していただろうとの見方を示す。前者の見解に反対するのは、彼が「労働者は政治的自由からのみ、自らの正当な利益の実現を期待することができる」と考えるからである⁽²⁴⁹⁾。

後者の見解に反対する理由をラサールは3点あげる。彼によれば、プロイセン政府との紛争における予算承認権を堅持し、軍隊再編に抵抗していた点で、「政治的自由」に対する進歩党の一定の貢献は認められるものの、第1に、その貢献だけで進歩党に追従的態度をとるのは、「ドイツ労働者党がそうあるべき、はるかに原理的な政治目的を追求する、強力かつ自立的な党派」にはふさわしくなかった。第2に、進歩党が労働者階級からの共感を期待しうるような品位とエネルギーをもって政府との紛争に決着をつけるかどうか、確実ではなかった。第3に、進歩党が政府に勝利したとしても、その勝利を、「民主主義の原理および労働者階級の正当な利益によって要請される普通・平等・直接選挙権の樹立」のために用いるかどうか確実ではなかった、というのである⁽²⁵⁰⁾。

これに続けてラサールは「今日」の時点、すなわち1863年2月末頃の時点での進歩党に対する見方を付け加える。彼は、進歩党は「政府によってじっさいに予算承認権が拒否されたのに、引き続き議会を開会し、刑法上の責任があるとみずから明言した内閣と議会での取引を行なっている」ことを指摘して、政府とのあの限定された紛争すら、堂々たる勝利の決着にもち込むのに必要なエネルギーが進歩党には欠けており、「自由の利益のごくわずかな現実的發展すらもたらす能力」がなく、「住民のなかの民主主義的諸階層の共感を要求する権利有せず、労働者階級に浸透しなければならない政治的な名誉感情に対する感覚と理解がまったくない」ことが明らかになった、と断定するのである⁽²⁵¹⁾。

ラサールは最後にもう1つ、当時と同様に現在も批判すべき点として、ドイツ統一問題における進歩党の態度について語っている。「プロイセンの先頭的地位」という独断によって、プロイセン政府のなかに、ドイツ再生の使命のある救世主を見ることを強いられているような党派は、すでにそれだけでも、ドイツの労働者階級を代表する一切の資格を放棄している⁽²⁵²⁾。

これらの議論からラサールは2つの指針を示す。第1に、労働者階級は「政治的な点でどのような態度をとらなければならないか」について、第2に、労働者階級は「進歩党に対してどのような関係をもたなければならないか」についてである⁽²⁵³⁾。第1の指針について彼はこう述べる。

労働者階級は、みずからを自立した党派として形成し、普通・平等・直接選挙権をこの党派の原理的なスローガンにして旗印としなければならない。ドイツの諸立法機関における労働者階級の代表団——これのみが、政治的な点で労働者階級の正当な利益を満足させることができるのである。このためにあらゆる合法的手段を用いて、平和的・合法的なアジテーションを展開すること、このことが政治的な点での労働者党の綱領であり、またあらねばならない⁽²⁵⁴⁾。

第2の指針、進歩党に対する労働者階級の関係についてラサールはこう述べる。自立的な党派となった労働者階級は、「利害が共通であるような立場や問題では進歩党を支持」する。反対に、「進歩党が共通の利害から離れる」場合には、断固として進歩党に反対することによって「進歩党を前方に発展させ」るか、もしくは「無意味・無力の泥沼にますます深く沈ませるか」、いずれかを進歩党に余儀なくさせる。これが労働者党の進歩党に対する簡明な戦術である、と⁽²⁵⁵⁾。

(2) 社会的部分 つぎは、中央委員会にとって「よりいっそう関心の深い社会問題⁽²⁵⁶⁾」を検討した社会的部分である。『公開返書』の最大紙幅を占めるこの部分は、3つの小部分に区分される。第1は कांग्रेस運動のベルリン綱領に関する見解を述べた個所で、分量的には社会的部分の1割足らず。第2はシュルツェ＝デーリチの協同組合を検討した個所で、社会的部分の約7割を占める。第3はラサール独自の協同組合プランを提示した個所で、2割強の紙幅である。

ベルリン綱領批判 まず第1の小部分から。ラサールは最初に、移住の自由と営業の自由の要求を、「少なくとも50年以上も遅れてやってきたという誤りを有する」と一蹴する。つぎに貯蓄金庫、傷痍・救貧・疾病共済金庫設立の要求について彼は、これらに「相対的な効用」を認めながらも、つぎの問題を提出する。中央委員会の目的は、これらの共済金庫設立のような、「労働者個人の貧窮をいくらかでも緩和すること」か、それとも「労働者階級全体の正常な生活状態そのものを改善し、これを現在の水準以上に高めること」か、と。彼によれば、後者こそ労働者運動の目的であり、部分的な改善はむしろ全体的

な改善の妨げになるとすら主張する⁽²⁵⁷⁾。

シュルツェ＝デーリチの協同組合批判 つぎに第2の小部分。ラサールはここではシュルツェ＝デーリチを、進歩党における「民衆のために何らかの貢献を行なった唯一の党员」として、また「ドイツの協同組合運動の父にして創設者」としてもちあげる。そのうえで、「シュルツェ＝デーリチの協同組合、すなわち信用・貸付組合、原料組合、消費組合は労働者階級の状態の改善をもたらすことができるか」という問いに対して、「断固たる否」で答える⁽²⁵⁸⁾。

ラサールは協同組合を、「信用・貸付組合、原料組合」と「消費組合」を区別して検討する。彼によれば、「信用・貸付組合、原料組合」は「小手工業経営」のためのもので、「狭い意味での労働者階級、すなわち工場制大工業に従事する労働者」のためのものではない。さらに彼は、「手工業制小経営を、日々ますます多くの工場制大経営に置きかえ、したがって日々ますます多くの手工業者を、工場制大工業に従事する本来的な労働者階級に追い立てる」という「我が産業の必然的運動」を指摘し、「シュルツェ＝デーリチの信用・貸付組合、原料組合」は「工場制大工業」との競争から手工業者を保護しえないことを強調する⁽²⁵⁹⁾。

つぎは「消費組合」に関する議論。「消費者」としては「工場制大工業に従事する本来的な労働者階級」も含まれるので、第2の小部分中、最も多くの紙幅が消費組合の影響力の問題に割かれている。ラサールはこれを3点に分けて論じている。第1に、労働者階級が不利を被っているのはおもに「生産者」としてであって、「消費者」としてではない。したがって「消費者」としての労働者階級を援助するというのは、「限定された援助」であり、労働者の悲惨な状態を多少我慢できるものにするにすぎない⁽²⁶⁰⁾。

第2に、いわゆる賃金鉄則論がここでもち出される。ラサールはアダム・スミスからバステリアに至るまでの自由主義経済学派が発見し証明したこの法則について、つぎのように定式化している。

平均賃金は、生存の維持と子孫の繁殖のために一国民において慣習的に必要な不可欠の生計費につねに収束する、というのが、今日の状況の下、労働

に対する需要と供給の支配の下で労賃を決定する鉄のごとき経済法則である⁽²⁶¹⁾。

ついでラサールは賃金鉄則の作用と性質に目を向ける。彼によれば、この法則はつぎのような事態を意味しているという。

労働収益（生産）のなかから当面、労働者の生存の維持に必要な部分だけが控除され、労働者に分配される（労賃）。

生産——労働収益——の全余剰は、企業家の利得に帰する⁽²⁶²⁾。

つまり、この法則のために労働者は「文明の進歩による生産力の向上、すなわち労働収益の上昇」から必然的に除外されている⁽²⁶³⁾、というのである。ラサールは、「不可欠の生計費」という「最低の境界」自体は変化しうるものであり、したがってのちの時代の労働者階級の状態がまえの時代よりも多少は改善されることを認める。自由主義派経済学者たちは、何世代もかかった多少の改善をもてはやしているが、ラサールはこの点の反論にかなりの紙幅を費やして、「一階層の状態はすべて同時代の他の階層の状態に対する関係によってのみ測定される」ことを力説する⁽²⁶⁴⁾。

第3に、ラサールは以上の議論から、消費組合の影響力について結論を述べる。労働者の個々の仲間たちだけが消費組合に加入するかぎりには、消費組合が全般的な賃金を左右することはなく、そのかぎりでは、消費組合は消費を低廉にし、それによって加入労働者の状態を若干軽減する。だが、「消費組合が労働者階級全体を捉え始めると、消費組合によって生計費が低廉になり、いまや先に考察した法則に従って労賃はその分だけ低落せざるをえない」。つまり、消費組合も、「いかにしても労働者階級全体を援助することはけっしてできない」という結論である⁽²⁶⁵⁾。

国家援助の労働者生産協同組合プラン さて、社会的部分の第3の小部分は、ラサール独自の協同組合プランを提示した個所である。彼は問題を提出す

る。シュルツェの協同組合はできなかつたが、「労働者の自由な、個人的協同の原理は、労働者階級の状態の改善をもたらさえないのか」と。答えはこうである。「もちろんそれはできる。——しかしこの原理を工場制大工業に適用し拡張することによってのみできる⁽²⁶⁶⁾。」彼はこれをつぎの議論で根拠づける。

労働者階級を自分自身の企業家にする——これこそ、それによって——それによってのみ——諸君がいますぐにみずから見るように、労賃を決定するかの鉄のごとき残酷な法則を取り除く手段である。

労働者階級が自分自身の企業家となれば、労賃と企業家利得との間のあの区分がなくなり、それとともにたんなる労賃がそもそもなくなって、それ代わりに労働の報酬として労働収益が登場する⁽²⁶⁷⁾。

ラサールは「労働者階級が自発的な協同組合をつうじて、自分自身の企業家としてみずからを組織する」ことのなかに、「最も平和的で最も合法的かつ最も簡単な方法による企業家利得の廃止」、「唯一の錯覚ならざる労働者階級の状態改善」を見るのだが、ここで問題になるのは、「工場制大工業」の投資に必要な巨額の資本をどうやって調達するのかである。労働者の「空っぽの財布」に期待できないことはいうまでもない⁽²⁶⁸⁾。ここで彼がもち出すのが国家である。

労働者階級の自由な個人的協同という大事業の促進と発展を引き受けること、そして諸君にこの自己組織と自己協同の手段と機会を提供することをみずからの最も神聖な義務とするのが国家の役目であり任務である⁽²⁶⁹⁾。

こう述べたあとしばらくラサールは、「工場制大工業」における労働者の協同組合に対する国家援助という考えを、予想される2つの非難から守る議論を展開する。1つは、「国家のこのような介入は、社会的な自己援助をすべて終わらせる」という非難である。彼は、労働者階級全般にとっての生活状態の真の改善は「国家の援助実行によってのみもたらされるという法則」を主張しな

がらも、労働者の個人的な自己援助による状態改善の努力は退けていない⁽²⁷⁰⁾。

もう1つは、国家援助という国家の介入に対して投げかけられる「社会主義や共産主義」という非難である。ラサールは「人類の偉大な文化的進歩を容易にし仲介するのが、国家の任務にして使命である⁽²⁷¹⁾」と述べ、その例として、鉄道事業における株式の国家による配当保証をあげる。「社会の富裕な有産階層の利益のために行なわれた」この種の国家介入が容認されるのに対して、「貧困階層のための、無限の多数者のための」国家の介入が「社会主義や共産主義」として非難される理不尽さを指摘している⁽²⁷²⁾。

ついでラサールは「国家とはいったい何か⁽²⁷³⁾」という問いを發し、これに人口統計をもって答える。彼が示すのはつぎの1850年のプロイセン国家の年間所得別人口統計である。

所得	1000ターラー超	人口の	0.5パーセント
所得	400から1000ターラー	人口の	3.25パーセント
所得	200から400ターラー	人口の	7.25パーセント
所得	100から200ターラー	人口の	16.75パーセント
所得	100ターラー未満	人口の	72.25パーセント ⁽²⁷⁴⁾

この統計を使ってラサールは、下の2つ部類だけで人口の89パーセント、これに下から3番目の部類を加えれば、困窮状態にある階層が96パーセント以上を占めていることを示す。そこから彼は、「貧困諸階層の大きな協同体——これが国家である⁽²⁷⁵⁾」という、先の問いに対する答えを引き出す。そして、この答えをもとに国家援助というプランの正当性を補強する。「諸君の大規模な協同体がどうして諸君の小規模な協同仲間に対して助長・結実するように働きかけてはならないのか⁽²⁷⁶⁾」と。

ラサールは最後に、当時もてはやされていたイギリスのロッチデールの労働者協同組合工場が抱える資本と労働の対立、賃金鉄則の貫徹、労働者株主の調達の困難などの問題を指摘する。いうまでもなく、「労働者の自由な個人的な

協同組合の、国家の援助による促進・発展」こそ、「あの残酷な賃金鉄則を廃絶する唯一の方途」であることをあらためて確認させるためである⁽²⁷⁷⁾。

(3) 末尾の政治的部分 ここでふたたび政治の議論、いや普通選挙権の議論になる。ラサールは「それではどうやって国家にこの介入を行わせることができるのか⁽²⁷⁸⁾」と問うて、つぎのように答える。

ドイツの諸立法機関が普通・直接選挙権によって成立するならば——そのときは、そしてそのときにのみ、諸君は国家をしてこの国家の義務に服させることができるだろう⁽²⁷⁹⁾。

つまり、ラサールによれば、普通・直接選挙権はたんに労働者階級の「政治的根本原理」であるだけでない。その「社会的根本原理、すなわちあらゆる社会的援助の根本条件」、「労働者階級の物質的状态を改善するための唯一の手段」だというのである⁽²⁸⁰⁾。そして今度は、「では普通・直接選挙権はどのようにして実現することができるのか⁽²⁸¹⁾」という問いを提出する。この問いに対して彼は、冒頭の政治的部分で提起していた労働者階級の自立的党派の形成という指針をより具体化してつぎのように述べる。

ドイツ全土に、普通・直接選挙権の導入のための、合法的で平和的な、しかし倦むことのない絶えざるアジテーションを目的とする全域的なドイツ労働者協会を組織せよ。この協会がドイツの労働者をわずか 10 万人でも捉えるならば、その瞬間から、それはすでに、誰もが考慮に入れざるをえない力であろう⁽²⁸²⁾。

さらにラサールは、協会が新聞の創刊や小冊子の発行、派遣員の雇入れ、処罰労働者補償などのための、「ドイツ労働者協会の各会員が会費を払い込む基金」の設置も呼びかけている⁽²⁸³⁾。だが、彼が小冊子の末尾で強調するのは何よりも「普通・直接選挙権」である。「普通・直接選挙権」という名前がつかない

もの、これと関連しないもの、これに導かないものには一切耳を貸すな⁽²⁸⁴⁾」と。小冊子の最後に彼は、諸政府から労働者の政治的権利が拒まれる可能性を指摘しながらも、楽観的な見通しを提示する。

しかし諸君、心配はいらない、人口の 89 ないし 96 パーセントが普通選挙権を胃袋の問題として捉え、胃袋の熱で国民全体に広めるならば、これに長く抵抗するような力は存在しない⁽²⁸⁵⁾。

『公開返書』の構成と内容は以上のとおりである。あとの議論のために 1 つだけ付け加えておこう。それは、小冊子全体でラサールは कांग्रेस運動のベルリン綱領を退けているが、労働者 कांग्रेसの開催自体を否定する発言は行っていないということだ。

b 労働者大量獲得への挑戦——『公開返書』成立の内面史(1)

つぎは『公開返書』の内面的成立史の考察だが、そのまえに確認しておく、小冊子におけるラサールの主張の重点が、長い社会的部分ではなく短い政治的部分にあったことは、さきの紹介から明らかだろう。中心的主張は普通選挙権とそのためのアジテーションを行なう「全域的なドイツ労働者協会」の結成にあって、社会的部分は、この主張を効果的に打ち出すための副次的議論である。社会的部分のなかでは、労働者から進歩党陣営の影響力を取り除くためにシュルツェの協同組合に対する批判があり、労働者を普通選挙権のところへ連れてくるために国家援助の労働者生産協同組合設立プランの提示がある。このような主張と議論の構成が小冊子の基本骨格をなしている。

では、ラサール自身は『公開返書』の執筆において、政治的部分と社会的部分のどちらにより大きなエネルギーを注いだであろうか。これはやはり長い社会的部分だったようだ。彼は『公開返書』の原稿完成から刊行までの間に 3 人の人物にあてて、著作の意義についてはほぼ同様の内容の手紙を書いている、すなわち、3月6日のハッツフェルト伯爵夫人あて⁽²⁸⁶⁾、9日の、彼のデュッセ

ルドルフ時代 (1848 ~ 57 年) の同志グスタフ・レーヴィあて⁽²⁸⁷⁾、そして 13 日のライプツィヒのダマーあて⁽²⁸⁸⁾ の 3 通だが、これらの手紙のいずれでも彼が強調するのは社会的部分の執筆の難しさとその効果の大きさである。たとえばレーヴィあての手紙では、つぎのように語っている。

難しさは途方もなかった。今日国民経済学の名の下で理解されているものに関する知識は労働者たちにはまったく前提されていない。それに私は国民経済学の著作を 2 と 2 分の 1 ボーゲン [1 ボーゲンは 16 印刷頁] の小冊子では書くことなどできない。労働者たちに、自分たちの経済的狀態を内側から理解させ、あらゆる虚偽や幻想、欺瞞から彼らを守ることができなければ、労苦がまったく無駄だったことは明らかだ。その点で誰にとっても絶対に簡単に理解できるものでなくてはならなかった。机に向かったときには、私はこの課題の難しさを克服できないものだと思っていたが、自分でも驚くようなやり方でこれを解決してしまったのだ⁽²⁸⁹⁾。

「自分でも驚くようなやり方」というのは、賃金鉄則論を使った労働者階級の困窮状態の説明や、労働収益論を用いた労働者生産協同組合による困窮状態の改善プランの説明などを指すのだろう。その説明の理論的当否はともかく、注目すべきは、いまの引用に続けて彼がつぎのように記していることである。

全体がごく簡単に読めるので、労働者にとっては、まるで何年もまえからそれを知っていたかのように思えるにちがいないし、誰も労働者からそれを奪いとったり、虚偽や詭弁で取り除いたりできないくらいだ。その文書は、ともかくもすでに存在している実践的な運動に入りこむのだから、1517 年のヴィテンベルク城教会のテーゼのごとく作用するにちがいない⁽²⁹⁰⁾。

すでに見たように、ラサールの 1862 年の活動は、労働者向けの『特殊な連関』講演によっても、ベルリンではただ 1 人の労働者も彼にもたらさなかった。

その彼が『公開返書』では10万人の労働者獲得への期待を公言するのである。この回答の労働者に対する効果にきわめて強い自信を抱いたようなのだ。そして、「1517年のヴィテンベルク城教会のテーゼ」をもち出したのも、その自信の表れであり、かつまた労働者の大量獲得という挑戦の意志の表れなのだろう。

ただ、ラサールは、「このことはメダルの1つの面である」といい、このメダルには「もう1つの面」があるともいっている⁽²⁹¹⁾。もちろん、この「もう1つの面」についてもあとで考察するが、ここでは『公開返書』の基本骨格成立の内面史、とくに国家援助の労働者生産協同組合プランが彼の内部でどのように形づくられたのか、その経緯を示しておかなければならない。その経緯のなかにすでに、激しいバッシングにも潰されることなく活動を展開するラサールの特徴的な人物像の一端が表れているのである。

まず指摘しなければならないのは、そもそもラサールは、1862年12月初旬にライプツィヒ委員会急進グループから指導を依頼されるまで、労働者運動や労働者の状態改善の問題に取り組んだことがなかった、ということだ。彼が関わった運動は革命運動か、伯爵夫人の離婚訴訟のための活動だけである。12月13日の急進グループにあてた承諾の返事でも彼は、自分の学問的業績は誇示しながらも、労働者の問題に関連することでは、『既得権の体系』(1861年)から社会主義を暗示する注を抜粋して同封した以外には、労働者向けの国民経済学の著述計画を伝えただけである⁽²⁹²⁾。その著述計画にしても彼は、それが終わるのは、「ほんの6ヶ月か8ヶ月のこともあるだろうし、3年かかるかもしれない⁽²⁹³⁾」と、不確かである。それに彼は、「自分の名前がシュルツェ＝デーリチ氏の政治的志向を有する人びとと一緒にたにされること⁽²⁹⁴⁾」を拒絶したものの、シュルツェの協同組合運動にはまったく言及していない。おそらくその時点では、協同組合の問題はまだ彼の関心外の事柄だったのだろう。

ラサールの協同組合に関する言及を、私信類も含めて最初に見出すことができるのは、1863年1月16日に行なわれた、小冊子『特殊な連関』に関する裁判第1審の弁論『学問と労働者』である。彼は、保守派の社会問題と協同組合の専門家ヴィクトア・A・フーバーが著書『コンコルディア』(1861年)で展開

した、協同組合の発展による工場労働者の状態の本質的向上の可能性に関する議論を引用して⁽²⁹⁵⁾、つぎのように語っている。

ここ『コンコルディア』では、協同組合運動の結果、完全な社会的変革がまったく確実なものとして、また正常で平和的な進行のなかで生じるものとして予言されている。それだけに私がかかりに、協同組合運動と普通選挙権という2つの要素の結合した力からそうした変革を期待するとすれば、はたしてどうだろうか⁽²⁹⁶⁾。

「協同組合運動と普通選挙権という2つの要素」の結合とは、『公開返書』の基本骨格、その主要部分である。少し話はそれるが、関連することなので先にいっておくと、いまの引用は、ラサールが『公開返書』では『特殊な連関』とは異なる仕方で普通選挙権を提起することを仄めかした個所でもある。彼は、小冊子『特殊な連関』の内容が「有産階級に対して無産階級の憎悪と軽侮を唆した」として検察から起訴されていたのだが、『学問と労働者』によれば、検察側の告訴状はさらに、小冊子が「間近に迫る社会的革命」に言及して「公安を危うくしている」ことも罪状に加えていた⁽²⁹⁷⁾。さきの引用は官憲のこうした弾圧的態度への対抗措置として、つぎの機会には、平和的な社会変革の方法とされる協同組合運動に結びつけて普通選挙権を提起することを仄めかした個所なのだ。『公開返書』ではさきに見たように、じっさいに協同組合プランと結びつけられた普通選挙権アジテーションの平和的・合法的性格が強調されている。伯爵夫人あての3月6日付の手紙でもラサールは書いている。「警察関係は心配ありません。それは、これまで書いたものよりもずっと合法的範囲内に抑えています⁽²⁹⁸⁾」。

話を元にもどす。つぎに指摘する必要があるのは、『学問と労働者』執筆の時点でラサールはすでに、国家援助の労働者生産協同組合プランを着想していたらしいということだ。この推測には、状況証拠ではあるが、ともかく証拠がある。それは、ライプツィヒ中央委員会のラサールに対する見解表明の要請に添

えた2月11日付の私信のなかのダマーの報告である。ダマーはいつている。「先日の労働者集会」の講演で、「私はとくに、協同組合制度についてもあなたが私に語ってくれたような仕方です詳しく述べました⁽²⁹⁹⁾」と。ダマーは、それが好評だったことも伝えている。

ダマーのいう「先日の労働者集会」の講演とは2月4日の第5回ライプツィヒ労働者集会での講演を指すのだが、第3節(iii)のeで紹介したように、その講演でダマーは、ラサールの名前をあげずに、最貧困層にとって意義のある協同組合を実現するには国家を動かさなければならないが、そのために労働者に必要なのが普通選挙権だと主張していた。つまり、ラサールが「語ってくれたような仕方」での協同組合制度とは、国家援助の労働者生産協同組合の原型のようなもので、しかも普通選挙権に結びつけられていたと推測できるのである。

ところで、ラサールがダマーらと直接語ることのできた機会は、知りうるかぎりでは、この間一度のみである。1863年1月初め、ダマーとフェールタイヒが協議のために、ベルリンのラサールを訪ねたときだ。つまり、普通選挙権と国家援助の労働者生産協同組合の結合という、『公開返書』の基本骨格のかなりの部分はこのときすでに出来あがっていたようなのである。さらにいうと、ダマーは2月11日付の私信のなかで、「単一のドイツ労働者協会の創設は、よそでも至るところで推奨されています。あなたは、我々が予想したような3万人の会員ではなく、その何倍すら当てにしていよいよです⁽³⁰⁰⁾」とラサールに知らせている。このドイツ労働者協会設立計画をラサールがダマーらに示したのもまた1月初めだったとすれば、『公開返書』の基本骨格の要素のほぼ全部がそのときすでに彼の頭のなかに出揃っていたということになる。

だが、基本骨格の要素のなかで問題なのはやはり、国家援助の労働者生産協同組合プランだろう。というのも、普通選挙権の提起もドイツ労働者協会の創設も、それ以前からラサールの構想にあったのに対して、この協同組合プランだけは12月13日以後、それも20日足らずのうちに登場したと考えられるからだ。

ラサールの協同組合プランに関してはさまざまな疑問がある。ここでは2つとりあげてみよう。第1の疑問は、彼がそのプランをどうやって思いついたかである。彼自身が『公開返書』までの時期に書いたものから判断するかぎり、このプランが彼のオリジナルな発想である可能性は低い。おそらく保守派フーバーの協同組合論から着想した、というより拝借したプランだろう。『学問と労働者』でも『公開返書』でも、協同組合に関して彼が直接引用する文献はフーバーの『コンコルディア』だけである⁽³⁰¹⁾。1863年5月4日付の「労働者問題におけるフーバー教授の意見表明」と題する声明文では、彼はフーバーのプランと自分のプランの共通性すら公言している。

彼〔フーバー〕は生産協同組合とこのための国家援助に関しては、私と同意見である。彼は、私がこの目的のために採った方法、世論のアジテーションという方法に関して、私と異なるにすぎない。この相異は、もちろん我々の政治的見解の違いから必要かつ必然的なものだ。なぜなら私の方法は、彼が正当にもいっているように、「国家の完全な民主主義化を前提にしている」からである⁽³⁰²⁾。

つまるところ、ラサールにとっては、普通選挙権スローガンに——フーバーのいう「国家の完全な民主主義化」に——労働者を効果的に連れてくるものならば、それがたとえ保守派のプランでもよかったのだろう。あるいは保守派のプランだからこそ都合がよかったのかもしれないが、その点はあとで考察する。

ラサールの協同組合プランに関する第2の疑問は、彼はこのプランを労働者の状態を真に改善できる手段だと自分で信じて提案したのか、というものだ。すでに第1の疑問の考察から推測できると思われるが、あまり信じていなかったらというのが筆者の見方である。2つ証拠を示そう。1つ目の証拠は、国民経済学者カール・ロートベルトゥスあての1863年4月22日付の手紙。ラサールは1862年12月末以降、ロートベルトゥスを自分の活動の理解者・支持者として獲得しようとしていたが、その手紙のなかで、『公開返書』の協同

組合プランについて、開き直ったように書いているのである。

私はさしあたりこの協同組合を提案したにすぎません。なぜなら、さしあたり私は、比較的容易であると同時に効果的でもあるような手段にじっさいには見たことがないのですが、労働者たちには何かごく明確なもの、具体的なもの（法律一般ではなく）を提案して、それに興味を持たせなければならなかったからです。あなたが、容易であると同時に効果的な他の手段を示してくださいならば、私は喜んで耳を傾け、私の手段を捨てる用意があります⁽³⁰³⁾。

2つ目の証拠は、あの3月9日付のレーヴィあての手紙。ラサールはそのなかで『公開返書』をマニフェストと呼んで、こんなことを書いている。

すこぶる滑稽なのは、マニフェストでは、厳密に保守的——いい意味だが——でないことはまったくいわなかったことだ。労働者を救済することが、きわめて保守的、きわめて合法的で平和的方法だというのだから⁽³⁰⁴⁾。

さすがにダマーあての手紙にはこんなくだりは見あたらない。ラサールは、保守派から急場のぎに借用したプラン、自分でもそんな方法で労働者の救済ができるとは信じていないようなプランを、労働者階級の状態を改善する「唯一の方途」として、学問的な装いを施して大がかりに宣伝しようとするのである。もちろんそれは、結成される労働者党に大量の労働者を結集させたいという願望の表れなのだろう。またその根底には、前年10月14日付の伯爵夫人あての手紙に洩らされていた、労働者党の指導者の地位に、それも独裁的指導者の地位に就きたいという彼の欲望もあったと思われる⁽³⁰⁵⁾。

もう1つ、ラサールの人物像に関して付け加えておきたいのは、彼のいわば山師的側面である。この側面は、以前には彼が、ハッツフェルト伯爵夫人の離婚訴訟の弁護という大きな困難が予想される活動に、たいした法律の知識もなしに飛び込んだことに示されていたが⁽³⁰⁶⁾、今回は、民主主義派の普通選挙

権の主張を、十分な知識も経験もない協同組合プラン、それも保守派由来のプランと結びつけ、賃金鉄則論と労働収益論をつかってもっともらしく労働者階級を救済する真の手段として打ち出したところに表れている。この側面にはあとでまたふれる。ここではラサールがライプツィヒ委員会から2月10日付の見解表明の要請を受け取ってから、委員会あての回答を書きあげるまでの事実経過を、ラサールとダマーの往復書簡をもとに簡単に述べてから、「メダルのもう1つの面」の考察に進むことにしたい。

要請を受け取ったラサールは、2月13日頃と推定される手紙のなかで、目下『特別の連関』裁判の第2審弁論や第1審のさいの検察官侮辱罪の裁判の準備などに煩わされていて、回答をいつまで延期できるか、ダマーに問い合わせている⁽³⁰⁷⁾。ダマーが2月16日付の手紙で、「全力を尽くして急いで⁽³⁰⁸⁾」もらいたいと答えると、ラサールは2月18日付の手紙で、前日の夜に回答に着手したことを知らせるとともに、シュルツェ＝デーリチがベルリンでの「信じられないほどひどい労働者講演⁽³⁰⁹⁾」で、期日未定の次回講演で労働者への援助手段を扱うと予告しているが、回答をそこまで待ったほうがいいかどうか、問い合わせている。これに対してダマーは2月23日付の手紙で、「予告された講演がひどく延期されなければ⁽³¹⁰⁾」、待ってくれるようにと返事している。

シュルツェが労働者の援助手段について講演を行なったのは、ずっと遅れて3月22日なのだが、ラサールは2月24日には小冊子がすでに出来あがったことをダマーに伝えたようだ⁽³¹¹⁾。つまり、『公開返書』の原稿は2月17日の夜に書き始められ、そこから1週間というきわめて短い期間でほぼ書き終えられていたことになる。

c 進歩党陣営に対する挑発的挑戦——『公開返書』成立の内面史(2)

さて、『公開返書』という著作の「メダルのもう1つの面」、ラサールの挑戦のもう1つの側面だが、これもさきにあげた3月9日付のレーヴィあての手紙に見ることができる。そこには2人の友人にライプツィヒ委員会あての回答の草稿を読み聞かせた反応が記されている。1人は第2節で名前をあげたジャー

ナリストのブーハー、もう1人はやはり第2節であげておいたツィーグラールである。ラサールは2人の反応をこんなふうに書いている。

その1人(ブーハー)は、翌日助言すると言明した。翌日彼は、私がマニフェストの公刊に踏み出すべきか否か、一切の助言を拒否すると私に言明した。詳しく問いただすと、出版には賛成なのだが、彼はそのことで、ブルジョアジーが私をやっつけるさいの激しい憎悪や不快な誹謗に関して、責任の一端を自分が負うのがいやなので、その助言を私にしたくないのだということがはっきりしたのだ。

もう1人(ツィーグラール)は、たしかに政治的な革命家(それ以外は頭のとっぺんから爪先までブルジョアジー)で、私がマニフェストを読み聞かせている間は、私がそれを刊行することにまったく同意していた。しかし彼は夜になって3分の1ボーゲンもの長い手紙を書いてきた。それを刊行したら君は死者だ。君は永遠に破滅してしまう。恐ろしいことだ。進歩党は、君が自分で転んで恥をかいた、君は自分が没落するような憎悪を自分で掻きたてていると、歓声をあげるだろう云々と⁽³¹²⁾。

ここからわかることを2点指摘しよう。1つは、『公開返書』が「ブルジョアジー」、すなわち進歩党陣営の間にラサールに対する「敵意」を引きおこす挑発的な内容を含んでいることが2人の友人に認識されていたことだ。もちろん、彼自身も認識していたはずである。もう1つは、これはとくにツィーグラールにいえることだが、進歩党陣営からのバッシングによるラサールの破滅や挫折が予見されていたことである。後者はさしあたり措くとしても、前者については、モラル・パニックの発生と直接関係するので、詳しく考察する必要がある。

ツィーグラールはラサールに対して、『公開返書』のどの部分が進歩党の憎悪を引きおこすか、指摘している。彼は2月28日付の手紙のなかで、「君のマニフェストの第2の部分を世に送り出したら、君は死者になる⁽³¹³⁾」と伝え、3月1日付の手紙では、第1の部分には同意したが、第2の部分には同意せず、

練り直しを求めている⁽³¹⁴⁾。もちろん第1の政治的部分も、それだけで十分に進歩党陣営にラサールに対するバッシングを引きおこす要素であることは間違いない。ただ、普通選挙権アジテーションを行なう労働者党の結成という主張は以前からの彼の持論であって、ことさら挑発的な意図をもって提示されたものとはいえない。ツィーグラーが予見したように、意図的な挑発的要素は第2の社会的部分にあると見るべきだろう。では、社会的部分のどのような個所が、進歩党陣営を憤激させ、ラサールに対する「敵意」を引きおこす要素なのか。とくに挑発的と思われるものをとくに3点あげておく。

第1に、さきに見たように、紙幅のかなりの部分がシュルツェ＝デーリチの協同組合の、労働者の状態改善手段としての価値に対する全面的な否定に費やされていることだ。さきに示したように、シュルツェは協同組合設立活動の実績をつうじて、労働者問題における他に並ぶ者のないほどの権威として認められており、崇拜に近い尊敬を集めるようになっていた人物である。このような人物の活動の価値を完全に否定すれば、進歩党陣営の、またその影響下にある労働者たちの「敵意」を買うことは容易に想像がつく。

第2に、シュルツェの協同組合に対抗して、ラサール独自の協同組合プランがわざわざ提起されていることだ。しかも彼は、労働者生産協同組合プランに、自由主義派には、敵対する保守派と社会主義派を思いおこさせる国家援助の考えを結びつけている。シュルツェのベルリンにおける労働者講演の個所で見たとおり、シュルツェは、一方で保守派の唱える助成金のような「国家の介入」を、労働者にとっては「墮落と退廃にいたる方策」として、他方では社会主義派の、国家に工業を担わせようとする方策についても、「自己利益」という産業活動の動因を衰えさせ、「道徳と文化の向上」を破壊するものとして退けていた。ラサールは国家援助案への自由主義派からの反発に予防線を張ってはいるが、そこにかえって彼の挑発的なねらいが感じられる。

第3に、ラサールがベルリン綱領の批判やシュルツェの信用・原料組合批判、ロッチデールの労働者協同組合工場批判など数々の場面で、例の保守派フーバーの議論を自説の補強のために援用していることだ⁽³¹⁵⁾。彼はそれを、「労働

者を欺瞞する」自由主義学派を批判する自分自身の見解に、「真理に忠実な証言をするのに必要な公平さ」を与えるためだと述べている⁽³¹⁶⁾。保守強硬派の政府と下院多数派の進歩党の間で生じていたプロイセン憲法紛争という状況の下では、それは進歩党陣営を憤慨させると同時に、自分に対する攻撃材料をわざと進歩党陣営に提供する、きわめて挑発的な発言となったと推測される。

このほかにも、進歩党陣営のなかにモラル・パニックを引きおこしそうな要素が含まれている。『公開返書』が状態改善の対象となる労働者階級を「工場制大工業に従事する」労働者層に限定していること。また、手工業者層を工場制大工業によって必然的に没落させられる存在として切り捨てていること。賃金鉄則をもち出して、労働者の生活状態は「今日の状況下では」改善されえないと主張していること。さらには、労働者生産協同組合と労働収益論でいとも簡単に労働者の困窮が解消されるかのような立論を行なっていることなどである。

ところで、これまでは『公開返書』というメダルの2つの面を1面ずつ見てきた。大量の労働者の獲得への挑戦という面と、進歩党への挑発的挑戦という面である。どちらもラサールの果敢な挑戦が表れている。だが、メダルはもともと表裏一体。2つの面を合わせると、そこからはむしろ彼の議論の本末転倒ぶりが浮かび上がってくる。どういうことか。説明しよう。

ラサールは『公開返書』をつうじて一方で、普通選挙権アジテーションを展開する「全域的なドイツ労働者協会」を結成して、そこに大量の労働者を獲得しようとした。他方、彼は労働者に対する進歩党陣営の影響力を取り除くために、とくに回答の社会的部分で、この陣営に対する批判を展開した。そのさい、議論の重点、彼の中心目的はあくまで前者であり、後者はそのための副次的手段だったはずである。ところが、さきにも指摘したように、この目的を表明するだけでも、進歩党陣営からの激しいバッシングが予想された。そうした場合、手段に関しては余計なバッシングがおこらないように配慮するのがふつうだろう。手段のために目的の達成が危うくなるだけでない。彼自身の破滅すら招くことになるからだ。とすれば、回答の第1の部分に同意したうえで、第2の

部分の危険性を訴えて書き直しを求めたツイーグラーは、むしろ健全な判断力の持ち主だということになる。

だが、ラサールはツイーグラーの率直な忠告にも、ブーハーの遠回しの警告にも耳を貸さなかった。それどころか、例の3月9日付のレーヴィあての手紙のなかで彼は激しいバッシングを予感しながら、強い決意を記している。

私はこれらすべてに対して、「我ここに立つ。これより他になし能わず。神よ、助けたまえ、アーメン」という、かつてのルターの言葉で答えただけだ。——たとえいま道徳的に死んで、肉体が77の部分にずたずたに切り裂かれようとも、私はこれ以外にはできなかつただろう。——労働者アジテーションがそこにある。これに理論的な理解力と実践的なスローガンを与える必要があるのだ。——たとえ33度命に関わろうとも⁽³¹⁷⁾。

決意の悲壮さには思わず感動させられそうになるが、惑わされてはいけぬ。ここで予感されているバッシングのかなり部分は、ラサール自身の多分に過剰な挑発が引きおこすことになるものなのだ。彼はむしろ、目的達成の見通しよりも手段の行使から生じる状況に興奮している。この本末転倒の決意を理解するためには、『公開返書』の内面的成立史に関わる、少なくとも2つの問題を解明する必要がある。1つは、彼はなぜ自分に対する「敵意」を進歩党陣営に必要以上に引きおこさせるような挑発的な要素を『公開返書』にもり込もうとしたのか、という問題。もう1つは、友人たちに、進歩党陣営からの憎悪や非難のために破滅すると警告されたにもかかわらず、なぜ彼は『公開返書』を修正せずに労働者アジテーションにのり出そうとしたのか、という問題である。

第1の問題から考察する。じつはこの問題を解明する手がかりを、すでに小論第2節の末尾部分で示唆しておいた。すなわち、自由主義左派・進歩党陣営の無視、黙殺に対するラサールの心理的な反発である。その経過をふり返っておこう。

進歩党陣営のラサール無視が1862年4月の『憲法の本質』講演、『特殊な連

関』講演から始まっていたことはすでに指摘しておいた。進歩党主流派の新聞『フォルクス・ツァイトUNG』はそれ以前から彼を無視していたが、彼が無視に対して強い反発を示したのは、これもすでに述べたように、1863年1月10日以降である。マルティニーと推定される進歩党急進派議員による下院14日間休会繰返し案を『フォルクス・ツァイトUNG』が社説で批判したのに対し、ラサールはそれを自分の下院ストライキ案への批判と受け取って、反論を別の新聞に2度にわたって寄稿した。だが、進歩党主流派系の新聞は以前と同様、彼を無視し続けたのである。

ラサールの人物についてはこれまでも、野心家、山師的側面、独裁欲、誇大妄想癖など、さまざまなことを指摘してきた。ここでまた1つ付け加えることになる。自己顕示欲の強さである。無視されることに耐えられない、自分の偉大さを誇示しないではいられない性格だったようだ。事実、彼はハッツフェルト伯爵夫人あての1月20日付の手紙では、さきの進歩党主流派系の新聞とのやりとりについても、「この論争は『フォルクス・ツァイトUNG』にじつに多くの痛手を与えました。今回私は全読者を私の味方につけたのです⁽³¹⁸⁾」と、あたかも自分が論争に勝利したかのように伝えているのである。

それはともかく、進歩党陣営によるラサール無視は、彼が2月7日付で「公正さの期待できるすべての新聞」の編集者に掲載を依頼した「力と法」と題する論説についても生じた。彼の党派的立場がかなり鮮明に表れている文章でもあるので、まずはこれを紹介しておこう。

ラサールがこの論説を書いたきっかけは、進歩党左派系の新聞『ベルリーナー・レフォルム』2月7日号のプロイセン貴族院の上奏文に関する記事のなかに、「紛争は力の問題であるという点で、クラソウ伯爵〔貴族院議員〕はラサールに同意した」という一文があったことである。彼によれば、当時、彼が憲法問題の小冊子で、力は法に先行すべきだ、という説を立てたかのような誤解が広まっており、ビスマルク首相の行動も彼の教え子としてのものにすぎないという噂すらあったという⁽³¹⁹⁾。彼は誤解に反論しようとしたのである。

ラサールによれば、憲法小冊子は、「あるべきものではなくて、現実にある

もの」を説明したものである。それは「倫理的な論説ではなくて、歴史的な研究」だという。「法が力に先行すべきである」のは当然だが、「現実にはつねに力が法に先行して」いることを明らかにしたものだ⁽³²⁰⁾、というのである。彼はプロイセンの1848年革命以後の現実の事態からその事例をとりあげる。3月革命の成果たるプロイセン国民議会が1848年11月に銃剣で蹴散らされたとき、また1849年7月、法律的に正当だった普通選挙権が廃止され、三級選挙法が欽定されたとき、さらには不法な三級選挙法で選出された下院が選挙法と憲法を協賛したとき、そしていま、憲法違反の政府と下院が会議を続行しているとき、いずれも「力が法に先行して」いたではないか⁽³²¹⁾、と。

ラサールの批判の鋒先は『フォルクス・ツァイトゥング』や進歩党にも向かう。『フォルクス・ツァイトゥング』は法について語る資格がない。さきにあげたすべての違法行為を承認し、称賛さえしているからだ。進歩党にも資格がない。公然たる法の蹂躪を甘受しているからだ⁽³²²⁾。彼はそう述べて、今度は自分の党派的立場について語る。

民主主義、旧き真の民主主義以外には誰も、プロイセン国家には「法」について語る権利がない。なぜなら、つねに法に忠実で、力とのいかなる妥協にも屈しなかったのはこの民主主義だけだからである⁽³²³⁾。

最後に、ラサールは予言めいた言葉を書きつける。

民主主義のところのみ、すべての法が存在する。——そして力もまた民主主義のところのみ存在することになろう⁽³²⁴⁾。

以上が論説「力と法」の内容だが、ラサールはこの論説の掲載を自由主義派系の諸新聞に要請してすべて拒否されたのである。その経緯と怒りを彼は、4頁のリーフレット『力と法』に付した2月13日付の「まえがき」に記している。まず『ベルリーナー・レフォルム』が掲載を拒否し、さらに『フォシッシェ・ツァ

イトウング』には広告欄への掲載を依頼したが、これも出版法を理由に断わってきた。『ナツィオナル・ツァイトウング』への依頼は編集者の以前の態度から断念したという。一貫して彼を無視してきた『フォルクス・ツァイトウング』への依頼は最初から考えていなかったようだ⁽³²⁵⁾。ラサールは自分を黙殺する進歩党と進歩党系新聞に対する怒りを書きつける。

進歩党のガラクタ思想を超え出るものにはすべて口を封じ、黙殺し、隠蔽する——これこそ進歩党とその機関紙の戦術なのだ⁽³²⁶⁾。

さて、こうした無視、黙殺への反発は、当然ながら『公開返書』の執筆のさいにラサールに作用していたと思われる。というのも、『力と法』の「まえがき」が書かれた2月13日は、ちょうどライブツィヒ委員会からの要請の書簡がベルリンの彼のもとに届いた頃だからだ。たんに同時期だからそう推測するのはない。さきにも引用したが、『公開返書』末尾近くには、「全域的なドイツ労働者協会」が10万のドイツの労働者を捉えるならば、「それはすでに、誰もが考慮に入れざるをえない力であろう⁽³²⁷⁾」という一節がある。無視に対する彼の対抗心の表れだろう。

しかし、回答の執筆に着手したときのラサールにとって、「誰もが考慮に入れざるをえない」ようにしたかったのは、何よりもまず回答そのものだったにちがいない。それによって進歩党陣営が彼を無視しえなくなる状況をつくり出そうとしたのだ。もともと彼に、自分が指導する労働者党の組織をつかって、国民協会——進歩党はその議会フラクション——に対する「戦闘行為」を開始する計画があったことは、第2節(iii)のcで述べた。ライブツィヒ委員会からの要請は彼にとって、労働者党結成の絶好の機会だったが、同時に進歩党陣営に彼を無視できなくさせる絶好の機会でもあったはずだ。そのための格好の材料がシュルツェの協同組合だったのである。

いきおい、『公開返書』におけるシュルツェの協同組合に対する批判も必要以上に苛烈なものになったようだ。ラサール自身、そのことを自覚していたのだら

う、3月13日付のダマーあての手紙のなかで、「シュルツェ＝デーリチと彼の立場全体が切り裂かれ、その内臓が白日の下に掃き出されている⁽³²⁸⁾」と、不快感さえ催すような言い回しでそれを表現し、つぎように記している。「そのために私を襲う憎悪は未曾有のものになるだろう！それはよくわかっている⁽³²⁹⁾」と。以前からあった進歩党陣営に対する攻撃の意思が、この陣営からの無視に対する怒りによって増幅させられた気配である。

以上が第1の問題の説明である。では第2の問題、すなわち、友人たちに、進歩党陣営からの憎悪や非難のために破滅すると警告されたのに、ラサールはなぜそのまま『公開返書』をもって労働者アジテーションにのり出す決意をしたのか、という問題はどうか。この点について筆者はじつは、かつての論稿でゲオルク・ジンメルの「冒険」概念を使って考察したことがある⁽³³⁰⁾。詳細はその論稿に委ねるが、手短かにいえば、この問題は、『公開返書』を書きあげたことでラサールがそれ以前の通常の心理状態から飛躍して、いわゆる冒険の心理状態に入りこんだことによって説明できる、ということだ。彼の冒険の心理状態の理解に必要なポイントを2点だけあげておこう。

1つは、ジンメルが指摘する、「事実によるいかなる反証に直面してもたじろぐことのない「夢遊病的な確実性」⁽³³¹⁾」の感情である。進歩党陣営から予想される激しい憎悪や非難にラサールが怯まなかったのは、レーヴィあての3月9日付の手紙に示されているように、『公開返書』によって大量の労働者を獲得できるという絶対の自信をもつに至ったからだ。この確実性の感情はじっさい、その後しばらくはラサールのなかで、「事実によるいかなる反証」に直面しても揺るぐことがなかった。いいかえれば、この感情の消滅が彼の挫折を告げるときでもあった。だが、それはやはりまだ先の話である。

もう1つは、20世紀初めに活躍した社会民主党系の著述家コンラート・ヘーニシュが、「他の者ならば誰もが尻込みしてしまうようなものこそ、ラサールを魅了するものだった⁽³³²⁾」と言い表した独特の性格像、すなわち冒険家的性格像である。さきあげた山師的性格と同類のものだ。彼は、進歩党陣営からの自分に対する憎悪や非難が、自分を破滅させるほど激しいものになると友人

たちに警告されて、ますます挑戦の意欲を掻き立てられたのだろう。

ただ、進歩党陣営が自分自身に向ける「敵意」をほとんど意に介さないラサールも、労働者のことは気になったようだ。「ブルジョアジーの憎悪は、私はどうでもいいのだが、労働者の間での影響はどうしてもよくない⁽³³³⁾」と、ダマーあての3月13日付の手紙で彼はいつている。だが、そのことで進歩党やシュルツェ＝デーリチへの挑発的批判を弛めた気配はない。付け加えれば、彼はライブツィヒ委員会への回答内容について、知識人の友人たちには一応助言を求めたが、委員会急進派のダマーたちとは事前の調整すら行っていない。

ともあれ、このようにして、『公開返書』はラサールの内部世界から外部世界に、さしあたりライブツィヒ中央委員会という外部世界に投げられることになる。そこからさらに、その先にある外部世界に放たれることになるのだが、彼はそのさいに生じるであろう事態を予感して、3月9日付のレーヴィあての手紙のなかでこう記している。「私はいま、新聞お気に入りの文句にいう、「重大事件の前夜」にいる⁽³³⁴⁾」と。

ラサールが「重大事件」という言葉で思い描いていたものは、いったいどんな事態だったのか。自分に対する進歩党陣営の激しい「敵意」と、何万もの労働者の自分に対する熱狂的な支持という、どちらも『公開返書』から生じる2つのものの交錯する事態——いや、同じ手紙のなかで彼が、この小冊子が「労働者のバイブル⁽³³⁵⁾」になることすら期待していたことからすると、支持のほうが「敵意」を大きく上回る事態だったのだろう。実際にはそれとは真反対に、「敵意」のほうがはるかに凌駕するのだが、期待と現実とのこの大きな落差が物語るものは何か。心理的昂揚の状態にあった当時の彼の目には十分に見えていない多くのものがあったということだ。

そして、そのなかの1つに、自由主義左派・進歩党陣営が行使しうるメディアと、ラサールが使えるメディアとの間に存在した、規模と影響力の点での大きな隔たりが確実にあったはずだ。前者には、ドイツ諸邦の多くの都市で毎日のように大量発行される、相互に連携した新聞があった⁽³³⁶⁾。これに対して、後者には、新聞創刊の計画はあったものの、当面自由になるメディアはせ

いぜい、散発的な小冊子しかなかった。ラサールは『公開返書』によって、進歩党陣営の無視を打ち破るのには成功するが、それはとりもなおさず、新聞メディアによる自分に対する激しいバッシングを全ドイツ的規模で呼びおこすことだった。そのことがやがてラサールを挫折させる外的な原因となるのだが、1863年3月上旬の時点で彼の頭のなかを支配していたのは挫折の心配ではない。レーヴィあての手紙のなかで彼は記している。「前代未聞の、途方もない、気がいじみた活動をやらなければならない⁽³³⁷⁾」と。

ライプツィヒ委員会による『公開返書』の採択から進歩党陣営におけるラサール・バッシングの発生と展開に至るプロセス、およびその状況下でのラサールと彼の信奉者たちの活動がつぎの考察の対象となる。

[この稿続く]

注

- (248) Andreas, *Ferdinand Lassalle-Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein. Bibliographie*, S.92-93 を参照せよ。
- (249) Lassalle, *Offenes Antwortschreiben*, in: GRS, Bd.3, S.42. 猪木訳 71 頁。
- (250) *Ebenda*, S.42-44. 猪木訳 71-72 頁。
- (251) *Ebenda*, S.44-46. 猪木訳 72-74 頁。
- (252) *Ebenda*, S.46. 猪木訳 74 頁。
- (253) *Ebenda*, S.46. 猪木訳 75 頁。
- (254) *Ebenda*, S.47. 猪木訳 75 頁。
- (255) *Ebenda*, S.47. 猪木訳 75 頁。
- (256) *Ebenda*, S.47. 猪木訳 75 頁。
- (257) *Ebenda*, S.47-49. 猪木訳 75-77 頁。
- (258) *Ebenda*, S.51-53. 猪木訳 78-80 頁。
- (259) *Ebenda*, S.53-55. 猪木訳 80-82 頁。
- (260) *Ebenda*, S.57-58. 猪木訳 84-85 頁。

- (261) *Ebenda*, S.58. 猪木訳 85 頁。
- (262) *Ebenda*, S.60-61. 猪木訳 87 頁。
- (263) *Ebenda*, S.61. 猪木訳 87 頁。
- (264) *Ebenda*, S.62-66. 猪木訳 88-91 頁。
- (265) *Ebenda*, S.67-68. 猪木訳 92-93 頁。
- (266) *Ebenda*, S.69. 猪木訳 93-94 頁。
- (267) *Ebenda*, S.69. 猪木訳 94 頁。
- (268) *Ebenda*, S. 69-70. 猪木訳 94 頁。
- (269) *Ebenda*, S. 70. 猪木訳 95 頁。
- (270) *Ebenda*, S. 71-72. 猪木訳 95-96 頁。
- (271) *Ebenda*, S. 72-73. 猪木訳 96 頁。
- (272) *Ebenda*, S. 73-75. 猪木訳 96-98 頁。
- (273) *Ebenda*, S. 77. 猪木訳 102 頁。
- (274) *Ebenda*, S. 79. 猪木訳 102 頁。
- (275) *Ebenda*, S. 81. 猪木訳 104 頁。
- (276) *Ebenda*, S. 81. 猪木訳 104 頁。
- (277) *Ebenda*, S. 85-87. 猪木訳 108-110 頁。
- (278) *Ebenda*, S. 88. 猪木訳 110 頁。
- (279) *Ebenda*, S. 88-89. 猪木訳 110 頁。
- (280) *Ebenda*, S. 89. 猪木訳 111 頁。
- (281) *Ebenda*, S. 89. 猪木訳 111 頁。
- (282) *Ebenda*, S. 90. 猪木訳 111 頁。
- (283) *Ebenda*, S. 90. 猪木訳 112 頁。
- (284) *Ebenda*, S. 91. 猪木訳 112-113 頁。
- (285) *Ebenda*, S. 91-92. 猪木訳 113 頁。
- (286) Lassalle an Sophie von Hatzfeldt, 6. März 1863, in *NBS*, Bd.4, S.338-342.
- (287) Lassalle an Gustav Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.108-112.
- (288) Lassalle an Dammer, 13. März 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.133,

S.392-397.

- (289) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.109.
- (290) *Ebenda*, S. 109.
- (291) *Ebenda*, S. 109.
- (292) Lassalle an Dammer, 13. Dezember 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.117, S.368-369.
- (293) *Ebenda*, S. 370.
- (294) *Ebenda*, S. 370.
- (295) V. A. Huber, *Concordia*, Leipzig 1861, Heft1.S.24 から引用されている。
- (296) Lassalle, Die Wissenschaft und die Arbeiter, in: *GRS*, Bd.2, S.277. ラッサール (猪木正道訳)『学問と労働者・公開答状』(創元文庫、1953年) 62頁。
- (297) *Ebenda*, S. 274. 猪木訳 58頁。
- (298) Lassalle an Sophie von Hatzfeldt, 6. März 1863, in *NBS*, Bd.4, S.340.
- (299) Dammer an Lassalle, 11. Februar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.125, S.384.
- (300) *Ebenda*, S. 384-385.
- (301) ラサールは多分にシュルツェ＝デーリチに対抗するためにフーバーを引き合いに出したようだ。3者の相克については Helmut Faust, *Ursprung und Aufbruch der Genossenschaftsbewegung*, Neuwied 1958, S.229-250 (10. Hader um die genossenschaftliche Idee)、ヘルムート・ファウスト (川野重任監修・小沢脩訳)『協同組合運動の先駆者たち』家の光協会、1961年、147-162頁(「協同組合理念論争」)を参照せよ。
- (302) Lassalle, Professor Huber's Votum in der Arbeitersache, in: *GRS*, Bd.3, S.165-166.
- (303) Lassalle an Rodbertus, 22. April 1863, in *NBS*, Bd.6, S.325.
- (304) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.110.
- (305) ラサールの独裁欲については、篠原「カリスマ的支配主としてのラッサール」、前掲誌 82-88頁を参照されたい。

- (306) この点については Konrad Haenisch, *Lassalle. Mensch und Politiker*, Berlin 1923, S.26 を見よ。
- (307) Lassalle an Dammer, [ca. 13. Februar 1863], in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.126, S.385.
- (308) Dammer an Lassalle, [16. Februar 1863], *ebenda*, Dok.127, S.386.
- (309) Lassalle an Dammer, 18. Februar 1863, *ebenda*, Dok.128, S.387.
- (310) Dammer an Lassalle, 23. Februar 1863, *ebenda*, Dok.130, S.386.
- (311) Lassalle an Dammer, 26. Februar 1863, *ebenda*, Dok.131, S.389.
- (312) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.109-110.
- (313) Ziegler an Lassalle, 28. Februar 1863, in *NBS*, Bd.5, S.104.
- (314) Ziegler an Lassalle, 1. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.104.
- (315) Lassalle, Offenes Antwortschreiben, in: *GRS*, Bd.3, S.50, S.56, S.83. 猪木 訳 77-78 頁、82 頁、105 頁を見よ。Huber, *Concordia*, Heft1.S.6, S.53, S.18 からそれぞれ引用されている。
- (316) Lassalle, Offenes Antwortschreiben, in: *GRS*, Bd.3, S. 50. 猪木訳 78 頁。
- (317) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.110.
- (318) Lassalle an Sophie von Hatzfeldt, 6. März 1863, in *NBS*, Bd.4, S.326.
- (319) Lassalle, Macht und Recht, in: *GRS*, Bd.2, S.133. 森田訳 121-122 頁。
- (320) *Ebenda*, S. 134. 森田訳 122 頁。
- (321) *Ebenda*, S. 135. 森田訳 123-124 頁。
- (322) *Ebenda*, S. 137. 森田訳 125-126 頁。
- (323) *Ebenda*, S. 136-137. 森田訳 125 頁。
- (324) *Ebenda*, S. 138. 森田訳 126 頁。
- (325) *Ebenda*, S. 129-130. 森田訳 119-121 頁。
- (326) *Ebenda*, S. 130. 森田訳 120 頁。
- (327) Lassalle, Offenes Antwortschreiben, in: *GRS*, Bd.3, S.90. 猪木訳 111 頁。
- (329) Lassalle an Dammer, 13. März 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.133, S.393. この種の言い回しは 1864 年 2 月刊行のシュルツェ論難書 Lassalle,

Herr Bastiat-Schulze von Delitzsch, der ökonomische Julian, in: *GRS*, Bd.5, S.325 などにも出てくる。

- (330) 篠原「冒険としてのラッサールのアジテーション ジンメル「冒険」理論による分析」、『シュプーレン』(シュプーレンの会発行) 第5号(1983年)、1-48頁を参照されたい。
- (331) Georg Simmel, Das Abenteuer, in: Georg Simmel: *Philosophische Kultur*, 2.Aufl., Leipzig 1919, S.15. 円子修平訳「冒険」、『ジンメル著作集7文化の哲学』(白水社、1977年) 22頁。
- (332) Haenisch, *Lassalle*, S.26.
- (333) Lassalle an Dammer, 13. März 1863, in: Na³aman, *Die Konstituierung*, Dok.133, S.393.
- (334) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.109.
- (335) *Ebenda*, S. 111.
- (336) Kurt Koszyk, *Deutsche Presse im 19. Jahrhundert*, Berlin 1966, S.139-159 を参照されたい。
- (337) Lassalle an Lewy, 9. März 1863, in *NBS*, Bd.5, S.111.